

ACT-I 研究領域「情報と未来」への応募にあたっての確認書

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長 殿

私は、国立研究開発法人科学技術振興機構の ACT-I 研究領域「情報と未来」へ応募するにあたり、下記の事項を研究提案者として、私の指導教員とともに確認しました。

- 1) 私の在籍機関が、募集要項で指定された委託研究契約の締結が可能であること。
- 2) ACT-I が個人型研究であることを理解し、私が、委託研究契約における「研究実施担当者」として委託研究を主導的に実施すること。また、私の指導教員が委託研究契約における「研究実施責任者」として委託研究の実施を総括すること。
- 3) 私の指導教員が「研究実施責任者」として、また、私が「研究実施担当者」として、委託研究契約の条項および募集要項 5.2.5「採択された研究代表者および主たる共同研究者、個人研究者の責務等」に記載された事項を遵守すること。
- 4) 委託研究契約別記4「知財条項」第8条の2に基づき、委託研究の成果に係る知的財産権の取扱いについて、私と所属機関の間で取り決めを行うことについて所属機関が合意したこと。

平成 年 月 日

在籍機関住所：

在籍機関名：

役職/学年：

研究提案者氏名： (自署)

所属機関住所：

所属機関名：

役職：

指導教員氏名： (自署)

ACT-I 研究領域「情報と未来」への応募にあたっての確認書（別紙）

（在籍機関の規定において知的財産権が学生に帰属する場合）

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長 殿

私は、国立研究開発法人科学技術振興機構の ACT-I 研究領域「情報と未来」へ応募するにあたり、私の在籍機関の規定において在籍学生の発明に基づく知的財産権は原則として学生に帰属することを確認しました。これを受け、本委託研究の成果として生じた発明に基づく知的財産権が私に帰属することとなった場合は、確認書 4) に定める委託研究の成果に係る取扱いの例外として、下記の事項を研究提案者として、私の指導教員とともに確認しました。

- 5) 委託研究の成果に係る知的財産権が学生である私に帰属するにあたって、産業技術力強化法第 19 条の趣旨に則り、委託研究契約別記 4 「知財条項」第 2 条から第 7 条における乙の義務と同一の義務を私が負うこと。また、私の在籍機関は、私の当該義務が履行されるよう促し、必要な支援を行うこと。
- 6) 「大学等における職務発明等の取扱いについて(平成 28 年 3 月 31 日 文部科学省 大学等における産学官連携リスクマネジメント検討委員会)」にみられる職務発明の捉え方等を鑑み、将来、委託研究の成果に係る知的財産権を在籍機関帰属とする場合があること。また、当該知的財産権を在籍機関帰属とした場合は、委託研究契約別記 4 「知財条項」に定める乙の義務を在籍機関が遵守すること。

平成 年 月 日

在籍機関住所：

在籍機関名：

役職/学年：

研究提案者氏名： (自署)

所属機関住所：

所属機関名：

役職：

指導教員氏名： (自署)